

第4章 職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定及び告示

令和元年において、行政執行法人の労働関係に関する法律第4条第2項の規定に基づき労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を認定し、告示した件数は、3件である。

1 改正概要

(1) 独立行政法人統計センター

平成31年1月1日及び4月1日の組織改編で、管理部門については、経営審議室と管理部を統合し、「総務部」を新設、業務運営に関する特命事項を処理するため、理事長の下に「経営審議役」を新設。また、事業部門については、「統計編成統括官」を新設するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、8月7日の第708回審査委員会で決定し、8月23日、告示した。

(2) 独立行政法人国立印刷局

平成31年4月1日の組織改編で、経営企画室について、室内の業務を一体的・平準的に行うため、国際業務グループを廃止し、「副企画官」を廃止し、「主任専門官」に変更。「管理部」において管理課から情報総括部門を分離し、「情報システム管理課」を新設。

また、王子工場については、「材料課」を廃止し、「郵券課」及び「証券課」に移管するなどし、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、8月7日の第708回審査委員会で決定し、8月23日、告示した。

(3) 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

平成31年4月1日の組織改編で、登録農薬の再評価制度の導入を柱とする法改正を受け、「農薬審査統括官」を新設。また、「試験施設審査課」及び「環境影響審査課」を新設し、職が新設・改廃され、組織改編を踏まえて労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を見直したことを受けて、告示の表に必要な改正を行う旨、8月7日の第708回審査委員会で決定し、8月23日、告示した。

2 告示

○ 中央労働委員会告示第1号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第2項の規定に基づき、平成15年中央労働委員会告示第1号の一部を次の表のように改正する。

令和元年8月23日

中央労働委員会会長 岩村 正彦
(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	
(略)	(略)	<p>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</p>	<p>農林水産消費安全技術センター</p>
		<p>部長 有害物質等分析調査統括チーム長 認定センター所長 農薬審査統括官 事務所長 課長 室長 分室長 主任精度管理官 上席表示監視官 課長補佐（人事、労務、経理又は企画担当の者に限る。） 労務管理官 分室長補佐 人事、労務、予算又は文書担当の係長（人事課、会計課及び企画調整課に置くものに限る。）</p>	<p>部長 有害物質等分析調査統括チーム長 認定センター所長 農薬審査統括官 事務所長 課長 室長 分室長 主任精度管理官 上席表示監視官 課長補佐（人事、労務、経理又は企画担当の者に限る。） 労務管理官 分室長補佐 人事、労務、予算又は文書担当の係長（人事課、会計課及び企画調整課に置くものに限る。）</p>
		改 正 前	
(略)	(略)	<p>独立行政法人農林水産消費安全技術センター</p>	<p>農林水産消費安全技術センター</p>
		<p>部長 有害物質等分析調査統括チーム長 認定センター所長 事務所長 課長 室長 分室長 主任精度管理官 上席表示監視官 課長補佐（人事、労務、経理又は企画担当の者に限る。） 労務管理官 分室長補佐 人事、労務、予算又は文書担当の係長（人事課、会計課及び企画調整課に置くものに限る。）</p>	<p>部長 有害物質等分析調査統括チーム長 認定センター所長 事務所長 課長 室長 分室長 主任精度管理官 上席表示監視官 課長補佐（人事、労務、経理又は企画担当の者に限る。） 労務管理官 分室長補佐 人事、労務、予算又は文書担当の係長（人事課、会計課及び企画調整課に置くものに限る。）</p>